

財務省告示第一二百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名					
輸入数量					
五	四	三	二	一	
四トン	一、三四九トン				

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一	九	八	七	六	一・七五トン	一トン
一七トン	一九トン	一六一四トン	一、六一四トン	七八	七七六トン	五六トン	八一、四一、一トン	二三六、五一、一トン	八五四、九九四トン	一三、一八ハトン	三五〇トン	三三九トン	四、一七五トン	トン		

二 九	一 八	二 七	二 六	二 五	一 四	一 三	一 三	二 一
一一九 トン	ト ン	六四 一 トン	一 ニ ト ン	ト ン	五 ト ン	三 六 ト ン	三八 ハ ト ン	五、 八四 四 ト ン